



太子町 高齢者情報局

令和4年5月号

太子町高齢者情報局は、高齢者の暮らしに必要なお知らせを提供します。

今回は、『介護予防講座～知って安心！使える介護サービスと社会資源～』をお届けします。

介護予防講座「知って安心！使える介護サービスと社会資源」

今回の講座は、在宅介護を行うにあたり、知っておくためになる情報をお届けします。

本人らしく在宅での生活を継続できるよう、介護サービスや社会資源を活用する方法や、日頃から介護について困っていることや、感じていることを一緒に考えてみませんか。また、簡単にできるリハビリ訓練も体験して頂けます。

【とき】5月14日(土) 午後1時30分～3時

【ところ】なかつじデイサービス

【対象】65歳以上の人、または、家族を介護している人

【内容】講話

「知って安心！使える介護サービスと社会資源」
・リハビリ訓練体験

【予約】不要

【送迎】有(要予約)

【参加費】無料

◆申込・問合せ 中辻ケアプランセンター ☎98-5654
地域包括支援センター(いきいき健康課内)
☎98-5538

③ ヘルシーライフ講座

「良い季節だし、身体を動かすために何かしたいなあ」、「コロナ自粛で運動不足と食べ過ぎで体重が増えてしまった」、「食事もお気をつけているのにコレステロールの数値が高いのは何でかな」などこんなお悩みを解決します。

運動・食事についての改善点を栄養士・保健師・運動指導士と一緒に考えます。減塩計・活動計・ストックの無料レンタルもでき、栄養士・保健師・運動指導士による個別相談も受けられます。

ぜひ、この機会にヘルシーライフとヘルシーボディを手に入れよう！

【対象】20歳以上の人

【定員】20人(先着順、要事前申込み)

※5月18日(水)までにお申込みください。

【参加費】無料(調理実習のみ食材費自己負担あり)

●第1回 1日の必要カロリーを知ろう！

【とき】5月20日(金) 午後1時～

【ところ】町立保健センター

●第2回 気になる数値を下げるコツ

【とき】5月27日(金) 午後1時15分～

【ところ】町立保健センター

●第3回 ストレッチで柔らかい体を手に入れよう

【とき】6月10日(金) 午前10時～

【ところ】町立保健センター

●第4回 ストレッチで柔らかい体を手に入れよう

【とき】6月21日(火) 午後1時15分～

【ところ】町立万葉ホール

●第5回 ストックを使ったウォーキング法

【とき】6月30日(木) 午後1時15分～

【ところ】町立万葉ホール

◆申込・問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

とくとく健診の予約受付開始日

特定健康診査・高齢者健康診査は各医療機関で個々に受診することができますが、より多くの人に受診して頂くため、町立万葉ホールで、集団検診(とくとく健診)を行います。

とくとく健診は、予約制です。予約受付開始日は、6月7日(火)午前9時からです。

予約専用ダイヤルは、広報たいし6月号でお知らせします。

集団健診では、日ごろの体調や健診結果の値についての相談も行います。年に一度の健康管理として、受診券をお持ちの人は必ず受診してください。

○令和4年度とくとく健診実施日

【とき】・8月28日(日)、29日(月)

※乳がん・肺がん・大腸がん検診、肝炎ウイルス検査が同時に受けられます。

・8月30日(火)・9月1日(木)～9月3日(土)

※胃がん・肺がん・大腸がん検診、肝炎ウイルス検査が同時に受けられます。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

こころほぐしの会(こころの健康相談会)

この相談会では、臨床心理士があなたの気持ちに寄り添いながら、仕事や家族、子育ての悩みなどに関する心の整理のお手伝いをします。話して少しでも心のストレスを解消しましょう。

また、子育て中のママやパパも気軽に利用できます。利用された人からは「イライラの原因がどこにあるのか分かった」「話を聞いてもらえてよかった」などの声を頂いています。

【とき】5月25日(水)

①午前10時～ ②午前11時～

③午後1時30分～ ④午後2時30分～

【ところ】町立保健センター

【対象】町内在住・在勤の人

【内容】臨床心理士による悩み・不安ストレス・うつなどの心理的問題に対する個別相談

【申込】事前に電話でご予約ください。

※参加費は無料。①、②はお子さんの保育も可能です。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520



子育て応援ナビ



予約制での子育て広場事業

③ わくわく農業体験参加者募集

わくわく農園で、農業体験をしてみませんか。さつまいものつる植えや、じゃがいもの収穫を楽しみます。

【とき】

①さつまいも編 1回目(つる植え)
5月21日(土) 午前9時45分集合(5月～10月までの期間 全2回)

②じゃがいも編(収穫)

6月11日(土) 午前9時45分集合

【ところ】わくわく農業体験クラブの畑
(町内山田地区)

【対象】就学前の幼児とその保護者、小学生①、②各30組(応募者多数の場合は、抽選で決定)

※小学生は、幼児たちのリーダーとなって畑作業を手伝ってもらいます。

【参加費】①、②各1組500円(1組4人まで)

【応募期間】5月9日(月)～18日(水)

応募用紙の配付は、町内の保育園・幼稚園・町立保健センターで行っています。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て広場事業「赤ちゃん会ぶらす、すこやかホール開放、おひさまひろば、ひなたぼっこ(子育て支援センター)」を予約制で行います。新型コロナウイルス感染症の状況により、事業内容の変更や、中止する場合がありますので、ご了承ください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●赤ちゃん会ぶらす ③

【とき】5月18日 水曜日
午前9時30分～11時30分

【ところ】町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】1歳半までのお子さんと保護者

【定員】親子8組

【申込】いきいき健康課

■予約受付・問合せ

【赤ちゃん会ぶらす】

いきいき健康課 ☎98-5520

E-mail:

hokensenta@town.taishi.osaka.jp

※予約方法は右記参照。



【対象】未就園児と保護者

【定員】各時間親子4組

【申込】やわらぎ子育て支援センター

■申込・受付時間・問合せ

【赤ちゃん会ぶらす・すこやかホール開放・おひさまひろば】

・毎週月曜日午前9時～正午の間に各申込先へ電話、または、メールでお申込みください。

・メールでの予約は、前週の土曜～月曜日正午まで受付可能です。件名を【〇〇の予約について】とし、①希望日時 ②お子さんの氏名③電話番号を明記ください。

※月曜日が休日の場合は、翌日に予約受付を行います。

【すこやかホール開放・おひさまひろば】
子育て支援課 ☎98-5596

E-mail:

kosodate@town.taishi.osaka.jp



こんぺいとう広場

こんぺいとう広場では、松の木保育園・やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】

○松の木保育園 5月10日(火)

○やわらぎ幼稚園 5月18日(水)

開放時間:午前9時45分～11時

【対象】

1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】

各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※車でのお来園はご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、変更・中止となる場合もありますので、参加前にご確認をお願いします。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ幼稚園 ☎98-1402

子育て支援課 ☎98-5596

●すこやかホール開放 ③

【とき】5月11日、25日 各水曜日
午前9時30分～11時

【ところ】町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】未就園児と保護者

【定員】親子8組

【申込】子育て支援課

●おひさまひろば ③

【とき】5月6日、13日、20日、27日

各金曜日

①午前9時30分～11時30分

②午後1時30分～3時30分

【ところ】町立幼稚園2階
おひさまひろば

【対象】未就園児と保護者

【定員】各時間親子5組

【申込】子育て支援課

●ひなたぼっこ ③

【とき】毎週月曜日～金曜日

①午前10時～正午

②午後1時～3時

【ところ】やわらぎ保育園内子育て支援
ルーム

【ひなたぼっこ】

・毎週月曜日午前9時～正午の間に申込先へ電話、または、LINEでお申込みください。

やわらぎ子育て
支援センター

☎080-4239-1402

LINEID:y.hinata17



■注意事項

- ・申込多数の場合は、抽選とします。
- ・その週の定員に達しない場合は、予約受付日以降～当日午前11時まで予約を取ることができません。
- ・発熱、咳、喉の痛みなどの体調不良がある場合は利用できません。
- ・保護者はマスクを着用してください。
- ・着替え、お茶などをお持ちください。

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、5月13日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

[と き] 5月19日(木)
午後1時～3時

[ところ] 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉介護課 ☎98-5519

[NET119] 緊急通報システムの利用

[NET119] 緊急通報システムは、聴覚や発話の障がいなどにより、電話での119番通報が困難な人が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番に通報できるシステムです。

※[NET119]を利用するためには、事前に福祉介護課、または、富田林市消防本部への利用申請が必要です。申請方

法などは、お問い合わせください。
[対象者] 町内在住で、聴覚・音声・言語機能などの障がいにより音声での通報が困難な人

◆問合せ
福祉介護課
☎98-5519 FAX98-2773
富田林市消防本部 指令課
☎23-0119 FAX26-0119

募集

ひとり親家庭のための
就業支援講習会受講生募集

(社福) 大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記の講座の受講生を募集しています。

往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望動機、保育の有無(対象は2歳から就学前まで)を明記し、下記住所へお申込みください。

なお、応募多数の場合は抽選になります。
○医師事務作業補助者実務能力認定研修(全8回 土曜コース20人)

[と き] 8月6日(土)～9月24日(土)
午前10時～午後4時

[ところ] 大阪府立母子・父子福祉センター

[教材費] 8,000円
[申 込] 7月6日(水)(必着)
◆申込・問合せ
〒537-0025大阪市東成区中道1-3-59
大阪府母子・父子福祉センター
母子家庭等就業・自立支援センター
☎06-6748-0263

③健康づくり応援団
説明会を行います

自分のため、家族のため、地域のために、空いた時間を活用して、健康づくりに関するボランティア活動を、一緒に挑戦してみませんか。

[と き] 5月31日(火)
午後2時～3時

[ところ] 町立保健センター

[内 容] ・町立保健センターの活動について
・健康づくり応援団の活動と意義について
・健康に関する相談会

[申 込] 電話、または、メールでお申込みください。

※締切りは、5月20日(金)まで。

◆申込・問合せ
いきいき健康課 ☎98-5520
E-mail :
hokensenta@town.taishi.osaka.jp

非常勤職員を募集します

[申込書類] エントリーシート(写真貼付)及び応募資格要件の証明書などの写し(申込書類は返却しません)

※エントリーシートは、秘書政策課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

[申込期間] 5月2日(月)～18日(水) 午前9時～午後5時30分(土日、祝日は除く)

[申込場所] 役場庁舎3階 秘書政策課

[面接日] 5月20日(金)

[採用方法] 受付終了後、面接などにより任用の決定を行います。面接時間は別途連絡します。

[任用期間] 町立図書館事務補助: 6月1日(水)～令和5年3月31日(金)

町立生涯学習センター受付事務及び一般事務補助: 7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

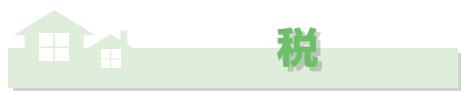
※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、通算3年を限度とします。



職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
町立図書館事務補助	1人	町立図書館の管理運営補助・貸出業務・事務作業など	1,030円(時給)	[勤務時間] 午前10時～午後6時 [勤務日] 火～日曜日のうち週3日勤務(シフト制) ※賞与年1回あり。	資格要件はありません
町立生涯学習センター受付・事務(夜間)	2人	受付・事務作業など	1,030円(時給)	[勤務時間] 午後5時15分～午後9時15分 [勤務日] 火～日曜日の週3日勤務	
一般事務補助	1人	役場庁舎内での一般事務補助	1,030円(時給)	[勤務時間] 午前9時～午後5時 [勤務日] 月～金曜日の週5日勤務 ※社会保険・賞与年1回あり。	

※全ての職種について、交通費支給あり。

◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531



固定資産税の第1期と軽自動車税(種別割)納期限は5月31日(火)です

納期限内に、忘れずにお納めください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

令和4年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	6月30日	9月30日	11月30日	1月31日
固定資産税	5月31日	8月31日	10月31日	12月28日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1) 督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.7%(ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.4%)の割合で計算した延滞金がかかります。

※重複納付にご注意ください。

納付書払いの人には、一括納付用(前期)1枚と、各納期別用(1期・2期・3期・4期)4枚が同封されています。(軽自動車税(種別割)は車体ごとに1期用の納付書1枚を同封しています。)一括納付用の納付書でお支払いされた場合は、各納期別用の納付書を処分してください。

重複納付にならないよう、納付書を確認のうえご使用ください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

自動車税(種別割)の納期限



自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。

府の指定金融機関、指定代理金融機関、または、収納代理金融機関、大阪府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアなどで納付することができます。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用したクレジットカードでの納付や、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy(ペイジー)に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付も可能です。

さらに、スマートフォン決済アプリ「PayB」「LINEPay 請求書支払い」「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納付することもできます。

詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

納税の窓口QRコード▶



※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納付が困難な場合には納付を猶予する制度があります。納付が困難な人は、お早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。「府税あらかると」でご検索ください。

◆問合せ 自動車税コールセンター ☎0570-020156

令和4年度軽自動車税(種別割)の減免申請

次に該当する減免対象の軽自動車などで、軽自動車1台に限り税金の減免を受けることができます。ただし、普通車の減免申請をされている人は受けられませんのでご注意ください。

【減免対象】

身体障がい者や知的障がい者、または、その人と生計が同一の人がその人のために使用する軽自動車など

【申請期限】 5月31日(火)

※期限内の申請であっても、納付済分の軽自動車税の減免申請は受付できませんのでご注意ください。

【申請場所】 役場庁舎1階 税務課

【申請に必要なもの】

●減免を受ける本人が申請する場合に必要なもの

- ・減免申請書
- ・身体障がい者手帳(療育手帳・精神障がい者福祉手帳・戦傷病者手帳)
- ・本人の運転免許証の写し(有効期限内のもの)
- ・本人の個人番号(マイナンバー)通知カード、または、個人番号(マイナンバー)カード
- ・減免を受けようとする軽自動車などの自動車検査証の写し

・減免を受ける軽自動車税の納付書
※運転者が異なる場合は、運転者の運転免許証も必要です。

●代理人が申請する場合に必要なもの

- ・減免申請書
- ・身体障がい者手帳(療育手帳・精神障がい者福祉手帳・戦傷病者手帳)
- ・運転される人の運転免許証の写し(有効期限内のもの)
- ・減免を受ける人の個人番号(マイナンバー)通知カード、または、個人番号(マイナンバー)カード(写し可)
- ・減免を受ける軽自動車税(種別割)の納付書
- ・申請者の身分証明証(運転免許証など)
- ・委任状

※令和3年度に減免適用された人には、令和4年度の減免申請書を郵送しています(納税通知書とは別封筒で送付しています)。

※毎年継続で減免を受けている人も、郵送申請ではなく、来庁での減免申請の手続きが必要です。

※新規で減免申請する人は、税務課窓口で申請期間内にお手続きください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

固定資産税と軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送しました

固定資産税と軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月1日(日)付けで発送しました。

連休のため、ご自宅への納税通知書到着が5月10日(火)以降になります。到着まで日数がかかりますが、ご了承ください。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

町税の口座振替をご利用のみなさまへ

町では、効率的な業務をめざして改善を行っています。

そのため、町税(住民税・固定資産税・軽自動車税)の口座振替を利用されている人への口座振替済通知書などの送付は行っていません。

口座振替の引き落としについては、通帳などをご確認ください。

なお、継続検査用の軽自動車税納税証明書は6月に送付します。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

労働・産業

太子町事業者一時支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業者による事業継続のための支援金を支給します。

【対象】

以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ①町内に主たる事業所を有する中小法人など、または、個人事業者など
- ②令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある
- ③令和3年の10月～令和4年3月のうちいずれかの月(対象月)の売上高が平成30年10月～令和3年3月の間の任意の同月(基準月)比で15%以上減少している
- ④国の事業復活支援金及び第9期以降の大阪府の営業時間短縮協力金を受給していない、または、受給予定でない

【給付額】

中小法人など…上限20万円
個人事業者など…上限10万円

【申請期間】

6月30日(木)まで(当日消印有効)

【必要書類】

交付申請書(様式第1号)、誓約・同意書(様式第2号)、及び以下の書類

●中小法人など

- ①基準日の月間事業収入がわかる書類
 - ・確定申告書別表一の写し
 - ・法人事業概況説明書の写し
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
 - ・売上台帳の写し
- ③履歴事項全部証明書の写し

●個人事業者などで青色申告を行っている場合

- ①基準日の月間事業収入がわかるもの
 - ・確定申告書第一表の写し
 - ・所得税青色申告決算書の写し
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
 - ・売上台帳の写し
- ③本人確認書類の写し

●個人事業者などで白色申告を行っている場合

- ①基準日の月間事業収入がわかるもの
 - ・確定申告書第一表の写し
 - ・収支内訳書の写し
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの

- ・売上台帳の写し
- ③本人確認書類の写し

【申請方法】

上記必要書類を観光産業課窓口へ提出、または、郵送ください。

【その他】

要件を満たしていても支援金が支給されない場合があります。詳しくは、観光産業課までお問い合わせ頂くか、町ホームページをご覧ください。

◆申請・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地
観光産業課 ☎98-5521

小規模事業者持続化補助金

国では、小規模事業者などが経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む、販路開拓などの取り組みを支援しています。補助額は上限50万円～200万円です。

詳しくは、国ホームページをご覧ください。

◆問合せ

生産性革命推進コールセンター
☎03-6837-5929
午前9時～午後6時(平日のみ)

太子町事業者支援激励金

新型コロナウイルス感染症の影響により、大阪府制度融資を利用し金融機関から融資を受けた事業者に、事業継続のための激励金を支給します。

【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大阪府制度融資のうち、次のいずれかの融資を受けている事業者

- 新型コロナウイルス感染症件走支援型資金
- 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金
- 新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金

【給付額】 一律10万円

【申請期間】

令和5年2月28日(火)まで(当日消印有効)

【必要書類】

交付申請書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、及び以下の書類

- ①令和4年3月19日以降に大阪府制度融

資を受けたことが確認できる書類

- ②住民税、または、法人町民税の納税証明書

【申請方法】

申請窓口へ提出、または、郵送

◆申請・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地
観光産業課 ☎98-5521

太子町飲食店舗開業補助金

町内での開業・空き家利用を促進するための「太子町飲食店舗開業補助金」の交付申請を受け付けています。

交付申請書に必要な書類を添えて観光産業課の窓口へ直接提出、または、郵送ください。書類審査の後、プレゼンテーションを行って頂きます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください、お問い合わせください。

※申請には一定の条件があります。

※審査の結果、補助対象にならない場合がありますのでご了承ください。

【申請期間】 窓口：5月31日(火)まで

※土日、祝日を除く。

郵送：5月31日(火)まで
(当日消印有効)

※申請期間中に申請がない場合は、7月31日(日)まで期間を延長します。

◆申込・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地
観光産業課 ☎98-5521

創業支援セミナー参加募集

創業を考えている人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる、「創業支援セミナー」を行います。

各回すべての日程(①～④)を受講された人は、創業する際に様々な支援を受けることが可能となります。詳しくは、お問い合わせください。

○第1回

【とき】 ①5月24日、②6月7日
③6月14日、④6月21日
各日 午後2時～4時
(各火曜日 全4回)

【ところ】 LIC はびきの パソコン教室

【定員】 20人

◆申込・問合せ

観光産業課 ☎98-5521
富田林商工会 ☎25-1101

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当の金額が変わります

○児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

○手当月額（所得額などで変動します）

令和4年4月分から次のように改定されました。

児童1人目：43,070円～10,160円

児童2人目：10,170円～5,090円の範囲で加算

児童3人目以降：1人増えるごとに6,100円～3,050円の範囲で加算

※請求者の所得に応じて、10円刻みで遞減されます。

※所得制限限度額以上の人には支給されません。

○手当の支給

認定されると請求月の翌月分から支給され奇数月の11日に支払いがあります。

○特別児童扶養手当とは

障がい児のいる家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中程度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

○手当月額

令和4年4月分から次のように改定されました。

1級：52,400円 2級：34,900円障がいの程度に応じて、1級及び2級とし、手当額が異なります。

○手当の支給

認定されると、請求月の翌月分から支給され、4月・8月・11月の各11日に

支払いがあります。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭などの相談

大阪府富田林子ども家庭センターでは、ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生

活、子育てなどについて母子・父子自立支援員が、面接、または、電話で相談や情報提供などの支援を行っています。

役場での相談を希望される場合、ご連絡ください。

◆問合せ

大阪府富田林子ども家庭センター
生活福祉課 ☎25-1131

令和4年6月分(10月支給分)からの児童手当の制度が一部変更になります

●児童を養育している人の所得が下記表の②以上の場合、児童手当などは支給されません。

※児童手当などが支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要になりますのでご注意ください。

また、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

	①所得制限限度額	②所得上限限度額		
		収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族などの数(カッコ内は例)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合など)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1200
4人(児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	812	1040	1048	1276

●毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※ただし以下の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が町と異なる人
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- ・その他、町から提出の案内があった人

詳しくは、5月下旬に児童手当受給者あてにリーフレットを送付しますのでご確認ください。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
5月の相談	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費者センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)			教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
	福祉(生活上の困りごと)	福祉介護課	福祉介護課 ☎98-5519		
	心配ごと	10日(火)・25日(水)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

年金・保険

国民年金保険料の納付は
便利で確実な口座振替を
ご利用ください

保険料の納付を口座振替にすれば、指定の口座から毎月自動的に引き落としされます。納め忘れもなく便利で確実です。

また、前納される場合は、保険料の割り引きもあります。手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 天王寺年金事務所
☎06-6772-7531

就職などにもなう
国民健康保険の
資格喪失手続き

太子町国民健康保険に加入されていた人で、就職などで職場の保険に加入された人は、資格喪失の手続きが必要です。会社などでは行われませんので必ず保険医療課で手続きをお願いします。

●必要書類

- ・個人番号カード、または、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
- ・国民健康保険証
- ・新しく加入された保険証

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

簡単にできます、
口座振替手続き！

国民健康保険及び後期高齢者医療保険、介護保険の保険料の納付は、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。

【申込手続】

下記のいずれかの方法でできます。

●金融機関のキャッシュカードでの手続き

金融機関のキャッシュカードを保険医療課、または、福祉介護課に設置の端末に通し、暗証番号を入力することで即日

申込み手続きが可能です。

【申込みに必要な物】

- ・口座振替をご利用される金融機関のキャッシュカード(お手続きの際には暗証番号の入力が必要です)
- ・窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証・保険証など)
- ・同居のご家族以外の代理人が窓口に来られる場合は委任状

※お持ちのキャッシュカードの種類によって取扱いできない場合があります(代理人カード・法人カード・磁気ストライプのないカードなど)。

●口座振替申込書での手続き

保険医療課、または、福祉介護課、金融機関窓口で申込書に必要事項を記入し、金融機関へのお届け印を押印のうえお申込みください。なお、手続きには振替をする口座のわかるものとお届け印をお持ちください。

※金融機関との手続き完了までに(1か月程度)時間を要するため、ご希望の振替日から引落ができない場合があります。手続きはお早目をお願いします。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516
福祉介護課 ☎98-5519

国民健康保険特定健康診査
受診券の送付 年に1度は
健康チェックを！

国民健康保険に加入されている40歳以上の人を対象に、府内の医療機関などで特定健康診査を無料で受診することができます。「特定健康診査受診券」を送付しました。受診券の利用は令和5年3月31日までです。必ず受診しましょう。

また、町指定の医療機関であれば人間ドック受診費用の助成を受けることもできます。(自己負担があります)

詳しくは、お問い合わせください。

※特定健康診査と人間ドック両方の助成を受けることはできません。

※受診日に国民健康保険に加入している必要があります。

※特定健康診査受診の際は、事前に健診機関にお問い合わせください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

町税がコンビニやスマホ
決済でも納付できます

町税は、コンビニエンスストアでも納付することができますのでご利用ください。

ただし、次の要件にあてはまる納付書はコンビニで納付できませんのでご注意ください。

- ・1枚で納期の納付額が30万円を超える納付書
- ・納期限が過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・バーコード印刷がない納付書
- ・小切手などでの納付

●納付できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、コミュニティ・ストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店

●スマートフォン決済サービスによる納付

納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、アプリに登録した金融機関から納付できるスマートフォン決済サービス PayB、LINE Pay 請求書支払、楽天銀行コンビニ支払、FamiPay 請求書支払、PayPay 請求書支払、auPAY での納付も可能です。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

広告

住まいの便利店、どこに頼めば良いか、わからない時はどの様な事でもお気軽にお問い合わせ下さい

お住まいの困り事を解決

この様な小工事も
床鳴り・外壁のひび割れ
風呂トイレ修理・波板張替
室内ドア修理・壁クロス張替
気になる所を直したいキレイにしたい

フリーダイヤル **0120-830-592**

窓から入る寒さと暑さ、ガラスの取替えで解消。

真空ガラス スペース

介護保険活用
段差解消や手摺りの取付等
まかせて安心の住宅改修工事
書類作成や申請もおまかせ！
お気軽にお問い合わせ下さい。

カーポート・門扉
テラス・バルコニー
フェンス・手摺り
イナバ物置・ガレージ

燭田ガラス店
http://www.hatadagls.com 太子役場前西200m

防火・防犯

住宅用火災警報器の維持・管理を！

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。作動確認(機器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っぱる)を定期的に行い、反応がなければ故障か電池切れのため、住宅用火災警報器本体の修理もしくは電池の交換が必要です。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありますので、定期的に作動確認を行い、10年を目安に交換しましょう。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課 ☎23-1124

毎月11日は「安全・安心まちづくりの日」

毎月11日は、「安全・安心まちづくりの日」です。身近な防犯対策について考えましょう。

大阪府警察が登録推奨している「安まちアプリ」には、下記の便利な機能があります。ぜひ、「安まちアプリ」をダウンロードして、有用で便利な情報をご入手ください。

- ・「犯罪発生情報」の配信
- ・子どもや女性被害情報などを地図に表示する「防犯マップ」
- ・散歩やランニングなどで「ながら見守り活動」ができる「防犯パトロール」
- ・いざという時に周囲に危険を知らせることができる「痴漢撃退・防犯ブザー」
- ・ショッピングモールなどで利用できる

割引クーポンの入手

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
自治防災課 ☎98-5525

お知らせ

太子町公共施設等総合管理計画を修正しました

全国的に公共施設などの老朽化が大きな問題となっている中、町内施設においても、近い将来必要となる建替え及び改修などに要する経費の負担軽減や平準化が課題となっています。

このような課題を解決するため、「太子町公共施設等総合計画」の見直しを行いました。本計画書は、町ホームページで閲覧できます。

●2月24日(木)～3月25日(金)まで募集した公共施設等総合管理計画(修正案)についての意見はありませんでした。

◆問合せ 総務財政課 ☎98-0300

南河内地域若者サポートステーション

南河内地域若者サポートステーションは、働くことに一歩踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族、保護者だけでは解決が難しい「動き出す力」を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しを行う厚生労働省委託の支援機関です。

富田林市役所前に事務所があり、就労相談、就労支援を行っています。相談は予約制です。お気軽にお電話ください。

【相談日】月～金曜日(祝日を除く)

※受付時間は、午前10時～午後5時。

【ところ】富田林事務所(富田林市常盤町3-17リベルテタナカ501)

【対象】15歳～49歳の就労に悩みを持つ若者及びその家族

※在職者は除く。

◆問合せ 南河内地域若者サポートステーション ☎26-9411

三井住友銀行窓口での納付書を利用した納付ができなくなりました

4月1日より、三井住友銀行窓口での納付書を利用した納付ができなくなりました。

三井住友銀行を利用されていた人は、他の金融機関、コンビニエンスストア、口座振替などをご利用頂きますようお願いいたします。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517
保険医療課 ☎98-5516
福祉介護課 ☎98-5519

介護面接会&説明会(予約制)

介護福祉分野の仕事に興味・関心がある求職者向けにハローワーク河内長野で介護面接会・説明会が行われます。

個別に企業の説明、または、採用面接を受けることができます。予約制となっています。詳しくは、お問い合わせください。

【とき】5月24日(火)
午後2時～4時

【ところ】ハローワーク河内長野
2階大会議室

【持ち物】・ハローワーク受付票(あれば)
・履歴書(応募したい企業分をご用意ください)

※面接の予約に空きがあれば当日参加も可能。

◆予約・問合せ
ハローワーク河内長野
事業所サービス部門
☎53-3081(部門コード31#)

広告

Cosmos English School

子ども英語教室 生徒募集！

小学生クラス(週1回70分) 月謝4,000円 入会金1,000円(教材費は実費)

- ・絵本やカードゲームなどを使ったレッスンで楽しく英語の基礎を身につけます。
- ・ハロウィン・イースター・バザー・発表会など年間を通して楽しいイベントも実施。
- ・英語絵本の蔵書は1500冊以上。生徒は無料で借りて読む事ができます。
- ☆レッスン見学・無料体験など随時受け付けています。詳細はお問い合わせ下さい。
- ☆中学生クラス(週2回レッスン)も生徒募集中です。

◎詳細はホームページをごらん下さい。http://cosmos-eigo.jimdo.com

コスモス英語教室(村山) 太子町太子629-1 電話 0721-98-0250

TERRACE

速読(日本語・英語)トレーニングも開講しています。



環境

農作物被害防止資材
購入補助金制度

町では、農作物の被害低減のため、農作物被害防止資材購入補助金制度を設けています。

●補助上限額：7万円(補助率1/2)

申請は、年度につき一人1回です。
詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

ゴルフ場に関する
環境保全協議会

ゴルフ場で用いられる農薬の適正な使用により周辺環境の保全を図り、良好な環境づくりを目的として設置されている「太子町ゴルフ場に関する環境保全協議会」を3月30日(水)に行いました。

協議会では、

- ・令和3年水質検査結果
 - ・令和3年農薬使用実績
 - ・令和4年農薬使用計画(案)
- について審議し、承認されました。
水質検査については、4月と12月の年2回行っています。

◆問合せ 環境農林課 ☎98-5522

公園の利用はマナーを
守りましょう

公園を利用するときは安全に配慮し、特に小さなお子さんが遊具で遊ぶときは、大人が必ず付き添ってください。

また、公園でたき火や花火など火気を使用すること、犬を放すこと、また糞・尿をさせること、ゴミをまき散らしたり、バイクを乗り入れて騒音をたてるなどの行為は、他の利用者や公園周辺の皆さんの迷惑になるので絶対にやめましょう。

※駐車場のある公園については、利用者以外の駐車はご遠慮ください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

「宅地防災月間」－5月1日～5月31日－

5月は「宅地防災月間」です。

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で行っています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を行います。

●防災パトロール

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

●宅地防災技術研修会

宅地防災知識の啓発、普及を図るため、5月下旬に、宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を行います。詳しくは、大阪

府建築指導室ホームページをご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止、または、延期する場合があります。

また、ご家庭でも、これを機会に宅地災害を未然に防止するための必要な点検をお願いします。次のような点について自宅の周辺を点検し、早急に適切な処置をすることが必要です。

1. 石垣、よう壁などに亀裂などは入っていませんか、また割れ目から地下水がしみ出していないですか。
2. 石垣、よう壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
3. 地盤は沈下していませんか。
4. 排水のための溝に泥などがつまっていませんか。

なお、大阪府建築指導室が発行している「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」には、点検方法など具体的に記載しています。マニュアルは大阪府建築指導室ホームページに掲載していますのでご利用ください。

◆問合せ

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 ☎06-6210-9722

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
図書室	☎98-5526 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

5月の「ごみ・し尿」収集日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		もえる	金属	プラし尿	もえる	
8	9	10	11	12	13	14
	缶ビン	もえる	粗大		もえる	
15	16	17	18	19	20	21
		もえる	金属	プラ(し尿)	もえる	
22	23	24	25	26	27	28
	缶ビン	もえる	粗大	ペット	もえる	
29	30	31				
		もえる				

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。
※生ごみはしっかり水分を切ってから出してください。
※粗大ごみを袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋をご使用ください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

1人1日当たりのごみ排出量

R4.3 平均値	前年度 同月比	今年度 前月比
573g	-16g	+150g

ごみの減量化にご協力を!

ひとのうごき

()内は前月比

人	□ 12,999人 (-27)	転入	57人
男	6,374人 (-13)	転出	73人
女	6,625人 (-14)	出生	3人
世帯数	5,582世帯(+14)	死亡	14人

まちの面積 14.17km²
(4月1日現在)

Instagram春フォトコンテスト2022

『#たいしで春みつけ2022』ベストショット賞 結果発表!!

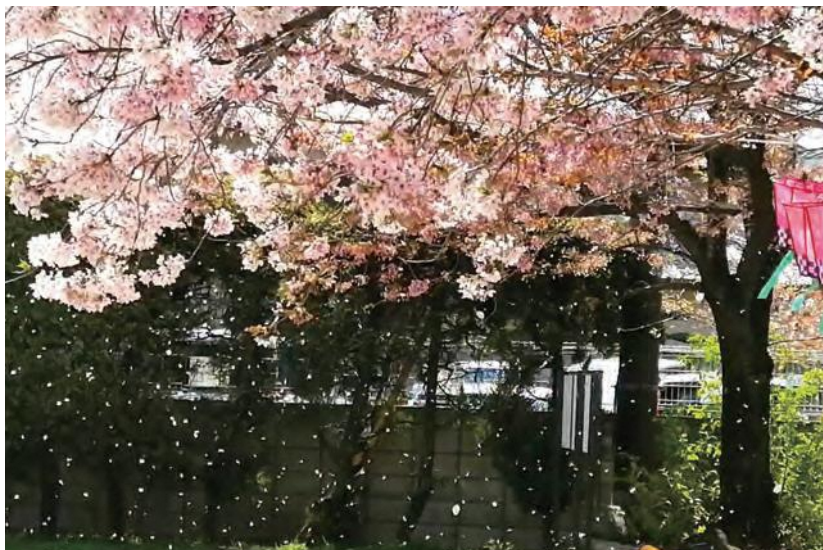
春の訪れを住民の皆さんと一緒に楽しむべく、3月21日(月)～4月10日(日)の期間、太子町の春を感じさせる写真をテーマに、町公式Instagramで「春フォトコンテスト2022」を行い、79作品の応募を頂きました。

町の素敵な春を切り取った、ベストショット賞が決定しましたので、ご紹介します。
 たくさんのご応募ありがとうございました。

【結果発表】

Instagram

アカウント名: hisae2019様



今回の「春フォトコンテスト2022」にご応募頂いた全作品は、Instagramのハッシュタグ検索から「#たいしで春みつけ2022」でご覧頂けます。たくさん、素敵な写真が投稿されていますので、ぜひ、ご覧ください。

今後も皆さんが撮影した、町の魅力あふれる写真を、「#たいしでみつけ」をつけて、ぜひ投稿してください。

◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531

公式Instagramはこちらから▶



TAISHI.OSAKA.OFFICIAL

広告



家族葬専用ホール 天翔 てんしょう

●お問い合わせの方は

家族葬 天翔

検索



安心、低価格



0120-303-261

家族葬の天翔
 富田林市錦織南
 2-18-2

広告

無料
ご試食
受付中

高齢者向け配食

栄養バランスを考えた安心・安全なお弁当をお届け

暖かくなっても
お任せください。
ご自宅や施設に
お届けします。

配食の
ふれ愛
太子店



1日2回配達

土日祝も可

普通食
540円(税込)

ふれ愛小町
410円(税込)

ムース食
702円(税込)

ご注文や資料請求はコチラ

<https://haishokunofureai.com>
 ☎0721-80-3400

京谷商会

太子町春日99-1



明日、料理をする時間がない
週末(土日・祝)の食事どうしよう
毎日のごはんの準備が大変...

お近くの郵便局にもパンフレットを設置しています。